# 金山NAIS (映像装置) 放映基準

(目的)

第1条 金山NAIS放映基準(以下「本基準」という。)は、公益財団法人名古屋まちづくり公社(以下「公社」という。)が管理する金山総合駅連絡通路橋(以下「連絡橋」という。)内における金山NAISの放映時間、料金、遵守事項その他必要な事項を定めることにより、公共通路としての品位の保持及び幅広い市民への情報提供を図ることを目的とする。

#### (設置箇所及び対象物件)

- 第2条 本基準における設置箇所及び対象物件は以下のとおりとする。
  - ·住 所 名古屋市中区金山一丁目1905番地(金山総合駅連絡通路橋内)
  - ・サイズ  $W2,414mm \times H1,421mm$  (103型プラズマディスプレイ)

#### (放映の体系)

第3条 放映の体系は、公共放映と広告放映とし、放映比率は概ね1:1とする。なお、 公共放映とは、ニュース等の生活情報及び行政機関等のPRを行う放映をいい。広告放 映とは商業上の目的で世間にひろく知らせ、商品等のPRを行う放映をいう。

### (放映の種類)

第4条 放映の種類は、以下のとおりとする。

スポット放映	月単位による放映
スポンサー放映	年単位による放映
日割放映	日単位による放映
文字情報	文字等による静止画放映
個人メッセージ	文字等による個人宛のメッセージ放映

#### (放映時間)

第5条 放映時間は、午前7時から午後11時までとする。ただし、修繕等止むを得ない場合には、公社の判断において停止することができる。

#### (放映サイクル)

第6条 放映サイクルは、原則15分を1サイクルとし、最大1日64サイクル放映とする。

#### (放映枠)

第7条 スポット放映、スポンサー放映及び日割放映(以下「スポット放映等」という。)

- の放映枠は、原則として1枠15秒とするが、必要に応じ30秒、60秒、120秒での放映も可能とする。
- 2 1日の放映回数は別表-2のとおりとし、修繕等のため止むを得ず契約放映回数を下回った場合は、放映申込者と公社とで協議のうえ、契約放映回数を翌日以降で調整する。

### (放映上の制限)

- 第8条 放映する映像の内容が次の各号の一に該当すると公社が判断したときは、放映しないことができる。また、放映後に該当すると判断した場合においても直ちに放映を中止することができる。
  - (1)公序良俗に反すると認められるもの。
  - (2)著しく誇張のある内容又は不健全な内容と認められるもの。
  - (3)公衆に不潔な感情または不快な感情をいだかせと認められるもの。
  - (4)特定の政治または宗教に関するもの。
  - (5) 著作権等を侵害するもの。
  - (6)金山NAISの品位を害する恐れのあるもの。
  - (7)その他不適当と認められるもの。

#### (放映形態)

- 第9条 放映形態は、以下のとおりとする。
  - (1)コマーシャル、環境映像及びプロモーションビデオ等の動画映像
  - (2)パソコン作画による静止画像
- 2 本条第1項におけるデータ形式は、別表-1のとおりとする。

#### (放映の申込)

第10条 スポット放映等を希望する者(以下「放映申込者」という。)は、放映希望日の 1ヶ月前までに「放映申込書(様式-1)」を公社に提出しなければならない。

#### (契約の締結及び申請)

- 第11条 スポット放映等については「金山NAIS広告放映契約書(様式-2)」により 契約を締結するものとする。
- 2 文字情報については「使用許可申請書(様式—3)」、また個人メッセージについては「個人メッセージ放映申込書(様式—4)」を放映希望日の3週間前までに申請し、公社が放映決定通知書を交付するものとする。

#### (素材の搬入及び搬入数)

- 第12条 放映申込者は、放映素材を放映希望日の2週間前までに公社指定の場所へ搬入 しなければならない。
- 2 搬入素材は、DVD、CDのいずれかとし、完全に編集されたものとする。また一括 搬入する場合に限り、放映期間1ヶ月につき4本まで放映するものとする。

(放映料)

第13条 放映料は、別表-2のとおりとする。ただし、別表-2に定めのない事項については、別途公社の定めるところによるものとする。

(放映料の納付)

第14条 放映の申込者は、放映料を公社が発行する「請求書(様式-5)」に記載された 納入期限までに公社指定の金融機関・預金口座へ振込により納付するものとする。ただ し、放映期間が3ヶ月を超える場合については、3ヶ月を単位として分割納付すること ができる。

(その他)

第15条 本基準に定めのない放映に関する事項について疑義が生じたときは、放映申込者はすべて公社の指示に従うものとする。

公益財団法人 名古屋まちづくり公社 事業部 アスナル金山事業課

種別	データ形式	参考值
動画	MPEG1	アスペクト比/ 4:3
		ビットレート/ 1.2~1.5Mbps
		フレーム内で拡大表示される
	MPEG2	アスペクト比/ 4:3 または 16:9
		ビットレート/ CBR 8Mbps
		オーディオ / 44.1kHz または 48 kHz
		フレーム内で拡大表示される
	Windows Media	アスペクト比/ 4:3
	ファイル(WMV)	ビットレート/ CBR 8Mbps
		オーディオ / 44.1kHz または 48 kHz
		フレーム内で拡大表示される
音声	MPEG1、Layer2、	サンプリングレート/44.11kHz または
	WAVE	48 kHz
静止画	BMP, JPEG	フレーム内で拡大表示される
アニメーション	Flash	Macromedia Flash7 にて制作したもの
		フレーム内で拡大表示される
パワーポイント	PPS	スライドショー形式で保存したもの
		全画面表示のみ
		画面内で拡大表示される

## I スポット放映及びスポンサー放映料金

別表一2

ተ <i>ե</i> ստ <b>4</b> ታ	放映回数		料 金 (円)	
放映枠	1 目	月間	月額	年 額
15秒	30回	900回~	100,000円	1,000,000円
15秒	45回	1,350回~	150,000円	1,500,000円
15秒	60回	1,800回~	200,000円	2,000,000円
30秒	30回	900回~	200,000円	2,000,000円
30秒	60回	1,800回~	280,000円	2,800,000円
6 0 秒	30回	900回~	280,000円	2,800,000円
6 0 秒	60回	1,800回~	480,000円	4,800,000円
120秒	30回	900回~	480,000円	4,800,000円
120秒	60回	1,800回~	800,000円	8,000,000円

## Ⅱ 日割放映(標準タイプ:1スポット…15秒、1日…60回)

放映期間	放映回数	料金(円)
7日間	420回~	70,000円
14日間	840回~	126,000円
2 1 日間	1,260回~	168,000円

<sup>※</sup> 上記以外の変則放映依頼等につきましても、対応させていただきます。

## Ⅲ 文字情報放映(スポット及びスポンサー)料金

事項	放 映 料 (円)
①放映申込者が公共団体等の場合 (1ヶ月/1件)	10,000円
②放映申込者が上記以外の場合	料金表Ⅰ、Ⅱに同じ

## IV 個人メッセージ放映料金

事項	放 映 料 (円)
個人メッセージ(1件につき)	5,000円